**秘密保持契約書（案）**

東京都公立大学法人（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、甲の〇〇大学　○○○○研究科に属する 役職 担当研究者名 と乙とが、「・・・・・・」に関する共同研究等の実現可能性を検討（以下「本件検討」という。）するにあたり、相手方から開示される技術情報などの秘密保持について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。なお、本契約に基づき情報を開示する当事者を「開示当事者」、情報を受領する当事者を「受領当事者」という。

（秘密情報の秘密保持）

第１条　開示者は、本件検討にあたり、秘密保持を求める技術上の情報を受領当事者に開示し又は提供するときは、秘密であることを明記したうえで、書面で開示又は提供しなければならず、口頭又は視覚的手段で開示するときは、予め秘密であることを宣言して開示し、開示した日の翌日から起算して７日以内に、秘密にすべき情報を書面に記載して特定しなければならない。

２　受領当事者は、前項の規定に従って開示当事者より開示又は提供された情報（以下、「秘密情報」という。）を秘密に保持し、本件検討及び本件検討に係る管理のために自己に属する秘密情報を知る必要のある者(以下「秘密情報受領者」という。）以外に開示又は提供してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報受領者に対し、その所属を離れた後も、本項及び第３項に規定する義務を履行させなければならない。

３　受領当事者は、事前に開示当事者の書面による同意を得た場合を除き、秘密情報を本件検討以外の目的に使用してはならない。

４　受領当事者は、本件検討完了後、若しくは本件検討中止後、又は契約有効期間中に開示当事者より要求されたときは、開示当事者から提供された秘密情報を開示当事者に返還若しくは廃棄するものとする。

５　前三項の規定は、次のいずれかに該当することを証明できる情報には適用しない。

(1) 開示又は提供を受けた際、既に受領当事者が保有していた情報

(2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっていた情報

(3) 開示又は提供を受けた後に、受領当事者の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権原を有する第三者から適法に取得した情報

(5) 秘密情報によることなく、独自に開発し、又は取得した情報

(6) 開示又は提供することにつき事前に開示当事者の書面による同意を得た情報

６　第２項及び第３項の規定は、裁判所又は行政機関からの請求又は命令等に基づいて開示当事者の秘密情報を開示する行為には適用しない。ただし、かかる開示を行うときは、開示当事者に対し、秘密情報の保護の措置（開示範囲についての協議を含む。）を行う合理的な機会を与えるよう努めるものとする。

（第三者への開示）

第２条　受領当事者は、開示当事者からの書面による承諾を事前に得た場合は、当該承諾条件にしたがって第三者に秘密情報を開示できる。その場合、第三者に開示当事者の秘密情報を開示する受領当事者は当該第三者に対し、本契約に基づき自己が負うのと同一の責任ないし義務を課すものとし、当該第三者の義務違反について、全責任を負うものとする。

（管理責任）

第３条　甲及び乙は、秘密情報の秘密を保持するため、秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等につき、秘密が不当に開示され又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

（知的財産権）

第４条　受領当事者が秘密情報に関連して発明、考案及び意匠の創作等をなした場合は、出願前にその内容を開示当事者に書面にて通知し、当該発明等に関する知的財産権の取扱を開示当事者と受領当事者間で協議するものとする。

（輸出管理）

第５条　甲及び乙は、秘密情報を安全保障輸出管理の観点から適切に取扱い、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき外為法第６条第１項第６号に規定する非居住者へ提供する際には必要な手続きを取るものとする。

２　甲及び乙は、相手方から求められた際は、秘密情報の外為法上の該非情報を速やかに書面で回答するものとする。

（契約の解約）

第６条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、相手方に催告したにもかかわらず、当該催告後30日以内にこれが是正されないときは、本契約を解約することができるものとする。

(1)　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2)　相手方が本契約に違反したとき

２　乙が破産、会社更生、民事再生等の申立てをし、若しくは他から受けた場合、差押、仮差押、仮処分を受けるなど信用が悪化した場合、又は本件検討に関連する事業の営業を停止した場合は、甲は直ちに本契約を解約することができる。

（損害賠償）

第７条　甲又は乙は、相手方が本契約条項に違反したときは、自己が被った直接かつ通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く）の賠償を請求することができる。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第８条　暴力団等排除に関する特約条項については、本契約別紙に定めるところによる。

（契約の有効期間）

第９条　本契約の有効期間は、20xx年xx月xx日から発効し、20xx年xx月xx日に終了するものとする。ただし、第１条、第２条及び第３条の規定の効力については、特段の定めのない限り本契約終了後も３年間、第４条、第５条、第７条及び第11条については対象事項が存在する限り有効に存続するものとする。

（協議）

第10条　本契約に定めのない事項、及び本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第11条　本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

２　本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の約定を証するものとして、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　　東京都八王子市南大沢一丁目1番地

　　　　東京都公立大学法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　産学公連携センター長

　　　　　　　堀　田　　貴　嗣　　　　　印

乙　　　住所○○○○○○

 　 　会社名〇〇〇〇

役職　　　〇〇　○○　　　　　　　印

別紙（暴力団等排除に関する特約条項）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第１条 甲及び乙は、相手方が東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、本契約を解除することができる。この場合においては、相手方への何ら催告その他の手続を要しないものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって相手方に損害が生じても、その責めを負わないものとする。また、かかる解除により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

３　前項の場合において、契約解除を受けた者のとるべき措置の期限、方法等については、契約解除を行った者が定めるものとする。

（不当介入に関する通報報告）

第２条　甲及び乙は、本契約の履行に当たって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく相手方への報告及び管轄の都道府県警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

２　前項の場合において、甲又は乙が管轄警察署に通報報告を行うに当たっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく通報報告の内容を記載した書面を相手方及び管轄警察署に提出しなければならない。

３　甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、乙を東京都公立大学法人の契約から排除する措置を講ずることができる。